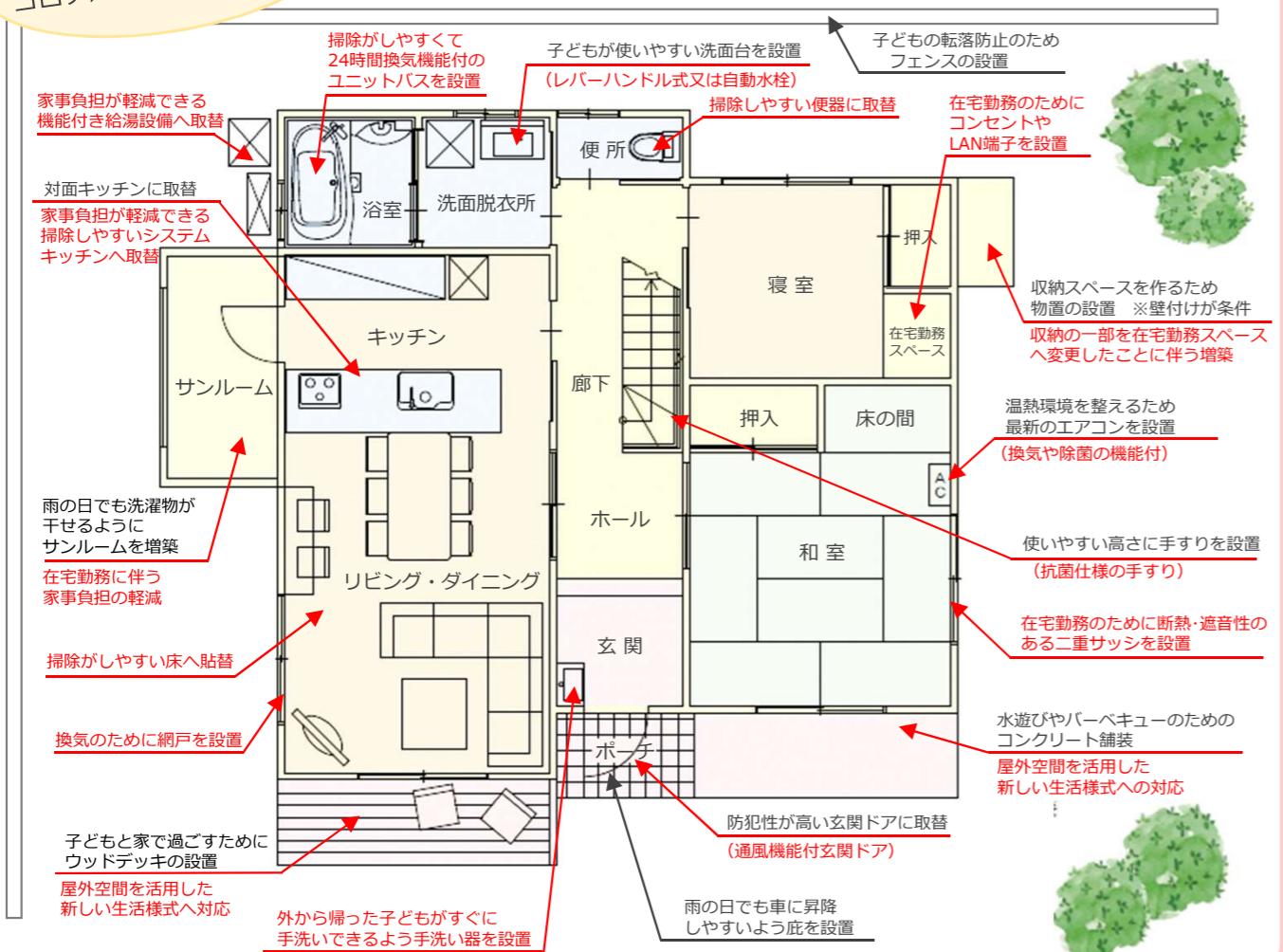


このリフォーム助成を利用して、コロナ対応してみませんか？

材料や設備の変更で
コロナ対応となる工事も！

「子育て配慮改修」を例に
「新型コロナウイルス感染防止等対応」に該当する工事例を赤字で示しています。
※（ ）内は、材料や設備などの変更でコロナ対応になる工事です。



しまね住宅総合
相談員について

リフォームに関するご相談は、島根県建築住宅センターが養育、登録を行っている「しまね住宅総合相談員」にお尋ねください。
住まいづくりの専門家が無料で相談を行います。

登録者の名簿は、こちら しまね住宅総合相談員

検索

助成事業のお申込

(一財)島根県建築住宅センター業務課まで

窓口または郵送でも受け付けています。

〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すまachiプラザ2階



事業の詳細はコチラ
(一財)島根県建築
住宅センターHP

お問い合わせは

まずは、[しまね住宅ネット相談](#) メールによる相談をご利用ください。

<https://system.shimane-bhc.or.jp/guest/mail>

島根県建築住宅センター

検索



FAX 0852-25-9581

受付時間：24時間受付
(ただし、対応は電話の受付時間内に限ります。)
必ずご連絡先をご記入の上、左記番号までお送りください。

TEL 0852-33-7268 (直通 業務課)

受付時間：9:00から17:00(土日祝日、年末年始休)

しまね長寿・子育て 安心住宅リフォーム 助成事業 by島根県

【新型コロナウイルス感染症対策 追加分】

下記のいずれかに併せて 新型コロナウイルス感染防止等対策を行うものが対象です。



子育て負担の軽減や、安全・安心な子育て環境を整備する
ための住宅リフォーム



高齢者等が安全で快適に暮らせるようバリアフリー化する
ための住宅リフォーム



令和3年6月21日～令和4年2月15日

- 予算がなくなり次第、受付は終了します。
- 工事が令和4年3月15日までに完了予定のものに限ります。

コロナ対応が
必須です！



昭和56年6月1日以降に着工された島根県内の既存住宅 (賃貸住宅を除く)

- 昭和56年5月31日以前に着工された物件は耐震診断が必要です。
※耐震診断により上部構造評点が1.0未満であれば一定の補強をする必要があります。
※耐震性を確認できた住宅又は今回の改修に併せて一定の耐震改修を行う住宅は対象となります。
- 過去に「しまね長寿のすまいリフォーム助成事業」及び「当事業」による
補助を受けていないこと。



- 工事施工者が、島根県内に本店を有すること。
- マンション等の共同住宅の助成対象は専有部分に限ります。（共用部分を除く）

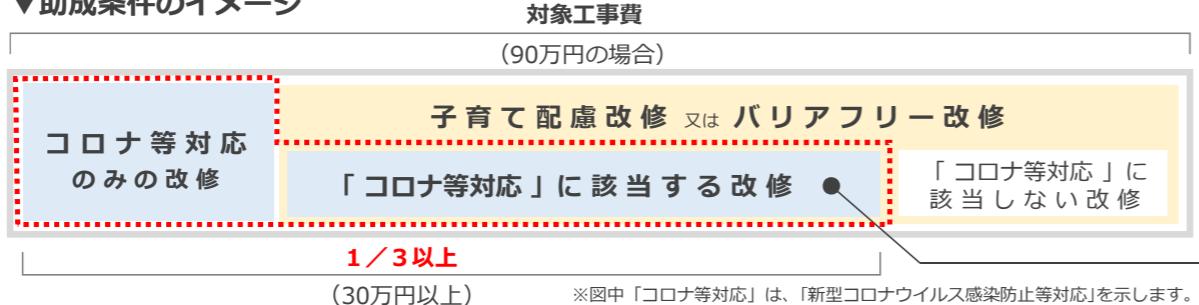
新型コロナウイルス 感染症対策 追加分

子育て配慮改修 又は バリアフリー改修 に併せて、新型コロナウイルス感染防止等対応を行なうリフォームを助成します！

共通の助成条件

- 「新型コロナウイルス感染防止等対応」を実施すること
- 上記の工事費が助成対象工事費の1/3以上であること

▼助成条件のイメージ



「新型コロナウイルス感染防止等対応」とは

- 新型コロナウイルス感染防止対策
- 接觸の低減、換気・通風の促進、抗菌・除菌化対応
 - その他衛生上の配慮 等
- 新たな生活様式への対応
- 在宅勤務や在宅学習への対応 等

「新型コロナウイルス感染防止等対応」の工事例

床材・壁材に抗ウイルス仕様の材料を使用 / すぐに手洗いができるよう玄関に手洗い器を設置 / 24時間換気機能付のUB設置 / 換気機能付玄関ドアへの取替 / 接触低減のためレバーハンドル式水栓、シンクの大きい洗面台に取替 / 接触低減のためカメラ付きインターホン、固定式宅配ボックスを設置 / 在宅勤務・学習用のスペースを確保 / 在宅勤務に伴う家事負担軽減のためのシステムキッチンの設置 等

「新型コロナウイルス感染防止等対応」は、子育て配慮改修、バリアフリー改修として行う工事であっても該当するものがあります。※裏面を参照

+ バリアフリー改修

助成対象工事費の1/3以内の額で、

上 限 **30万円**

※助成対象工事費30万円以上の工事が対象

助成の対象

年齢が60歳以上の方 又は
身体障がい者が居住する住宅

対象工事

高齢者等が安全で安心して生活するためのバリア
フリー化工事

※改修後に整備基準^(※1)に適合するものであること。

「バリアフリー改修」の工事例

- 高齢者等の移動に対する障がいを解消・緩和する工事
引き戸の建具への取替/レバーハンドルへの取替/玄関ポーチにスロープを設置/廊下等に手すりを設置
- 高齢者等の介助・介護を容易にする施設・設備を設ける工事
浴室・洗面にシャワー装置を設置/灯り付きスイッチ・ワイドスイッチを設置/移動用リフトを設置
レバー式水栓・自動温度調整付き水栓を設置/昇降用吊り戸棚を設置/暖房用洗浄便座を設置
- 高齢差者等の身体的能力の低下に対して補助する工事・事故を防ぐ設備を設ける工事
廊下等に足下照明を設置/緊急通報装置の設置/ヒートショックを防止する設備を設置/
滑りにくい床材への改修/便所・浴室等の広さを拡張/住宅用スプリンクラー設備を設置/
地震により転倒する危険性のある家具等の固定

(※1)「整備基準」とは…住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示基準「高齢者等配慮対策等級3」程度で主に以下に示すもの。
①高齢者等の利用が想定される寝室と便所は同一階(原則1階)にすること。②日常生活空間(玄関、廊下、寝室等)の床は、原則段差がないこと、又は段差対策がされていること。③住宅内の階段、便所、玄関に手すりが設置されていること。④日常生活空間の通路の有効幅が750mm以上確保されていること。

●次の条件に該当する場合、助成額30万円に加算額を加えた額を 上限として、対象工事費の1/3以内の額を助成します。 例) 親世帯と同居する子育て世帯が「子育て配慮改修」として、110万円の工事を行なう場合

助成される限度額が
増える可能性も!



子育て世帯とその親世帯が同居・
近居する場合

+ 10万円

既に同居・近居している場合だけでなく、
工事完了後に同居・近居する場合も対象
です。

空き家バンク登録住宅を購入して
改修する場合

+ 10万円

空き家バンク登録住宅とは、県内の市町村
により運営等が行われている空き家バンク
に登録されている住宅をいいます。

一定の耐震改修を行う場合

+ 30万円

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、子育て配慮又はバリアフリー改修に併せて、部分的耐震改修又は全体の耐震改修を実施する場合が対象です。
- 「耐震診断」を実施し、その結果、上部構造表点が1.0未満の住宅であって、改修工事後に「特定居室が部分的耐震性能を有する」又は「建物全体が上部構造評点1.0以上となる」住宅である必要があります。

①助成限度額30万円+10万円=40万円

②助成対象工事費の1/3=36.6万円

①>②のため

助成可能額は36.6万円

※この場合、新型コロナウイルス感染防止等対応
として36.6万円以上の工事を行なう必要があります。